

物品売買仮契約書（案）

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 品名・数量     | 260MHz帯TDMA無線機 一式<br>(内訳)<br>260MHz帯半固定端末局無線装置 64台<br>260MHz帯TDMA空中線 63基                |
| 2 | 仕様        | 別添「260MHz帯TDMA無線機調達仕様書」による。   |
| 3 | 契約金額      | 円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)  |
| 4 | 契約期間      | 契約が成立した日から<br>平成30年2月28日まで  |
| 5 | 納入場所      | 島根県松江市内<br>別途甲が指示する場所とする。   |
| 6 | 会計年度に係る事項 | 裏面「会計年度に係る事項」による。   |
| 7 | 契約保証金 (A) | 免除  |
|   | (B)       | 契約の締結について島根県議会の議決のあったときは、別添条項第4条の規定により、議決のあった日の翌日から起算して7日以内に契約保証金の納付又はこれに代わる保証を付すものとする。 |

上記の物品の売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって仮契約を締結する。

※(A)の場合

この仮契約書は、契約の締結について島根県議会の議決があるときは、何らの手続きをすることなくその確認した日をもって本契約となるものとする。

※(B)の場合

上記の物品の売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって仮契約を締結する。

この仮契約書は、契約の締結について島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証が付されたことを確認したときは、何らの手続きをすることなくその確認した日をもって本契約となるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事 溝口 善兵衛

受注者

(裏面) 会計年度に係る事項

1 各会計年度における納入品数量は次のとおりとする。

(1) 平成27年度 (契約が成立した日から平成28年3月28日まで)

260MHz帯半固定端末局無線装置 台

260MHz帯TDMA空中線 基

(2) 平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月28日まで)

260MHz帯半固定端末局無線装置 台

260MHz帯TDMA空中線 基

(3) 平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年2月28日まで)

260MHz帯半固定端末局無線装置 台

260MHz帯TDMA空中線 基

2 債務負担行為に係る各会計年度における契約金額の支払金額は次のとおりとする。

(1) 平成27年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(2) 平成28年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(3) 平成29年度 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書に従い、この契約を履行しなくてはならない。

(納入)

第2条 乙は、契約期間中において甲の指示により、各会計年度の納入品数量を限度に、その都度甲が別途指定する日までに指定する数量の契約物品(以下「物品」という。)を納入するものとする。この場合においては、乙は納品書により、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り換えなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 第3条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第6条 甲は、物品の引渡しを受けた後に、当該物品に隠れたかしを発見した場合は、乙の負担において、これを代品と取り替えさせることができる。

(保証期間)

第7条 物品の保証期間は、第3条第3項の引渡しの後1ヶ年までとし、甲の故意、重大な過失による場合を除く故障、損傷、不具合等(以下「障害等」という。)は、乙において速やかに無償で交換又は修理を実施すること。

2 前項の保証期間経過後の甲の責に帰さない事由による障害等は、物品の製造会社の保証基準によることを原則とするが、その障害等の原因が設計、製作及び従前からの不具合等である場合は、乙において必要な保証を行わなければならない。

(請求及び支払)

第8条 乙は、各会計年度に契約物品の納入数量の全てについて、甲の検査が終了した後、各会計年度の契約金額の支払金額を甲に対して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 乙は、正当な理由によらないで納入期限までに物品を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し年2.9パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に契約代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.9パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 甲が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.9パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の変更)

第10条 この契約締結後において、契約の変更の必要が生じた場合は、変更契約を締結できるものとする。

2 前項において、物品の数量に変更が生じる場合は、乙が提出した費用内訳書をもとに、物品の単価(消費税及び地方消費税の金額を除く)に変更数量を掛け、消費税及び地方消費税の額を加えたものを変更金額(1円未満の端数については、切り捨てる。)とする。ただし、数量を減じることによる減額変更の場合は、物品の製造状況により甲乙協議の上、決定するものとする。

3 その他、契約内容及び契約金額に変更を要する場合は、甲乙協議のうえ、変更契約を締結できるものとする。

(納入期限の延長)

第11条 乙は、天災その他乙の責に帰することができない理由により納入期限までに物品の納入ができないときは、その旨を甲に申出なければならない。

2 甲は、前項の申出を正当と認めるときは、納入期限を延長することができる。この場合においては、前条の遅延賠償金は免除するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき
- (2) 乙が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(違約金)

※頭書7(契約保証金)で(A)を用いる場合

第13条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

※頭書7(契約保証金)で(B)を用いる場合

第13条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、第1条第5号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第一項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第15条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(調査協力)

第16条 甲が、この契約に係る甲の会計処理の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるもの

とし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。